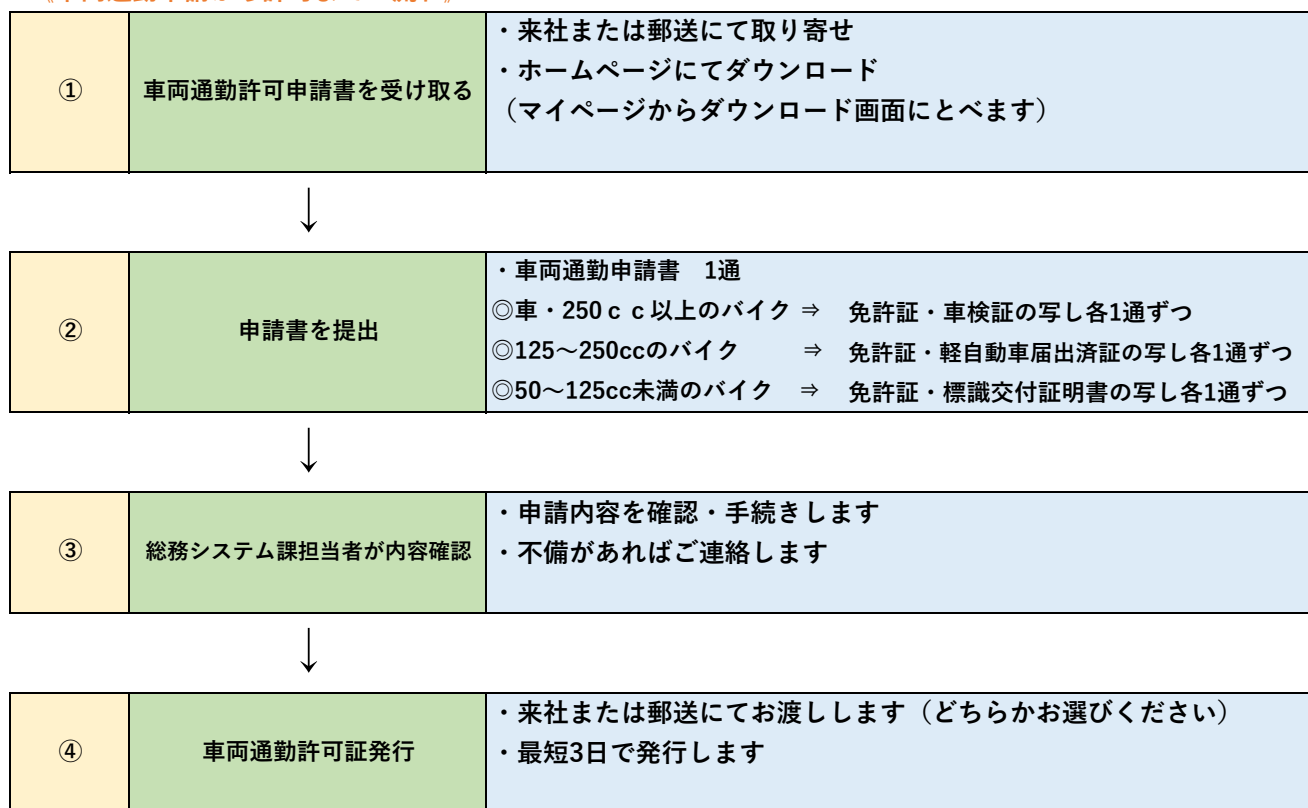


## 車・オートバイによる通勤について

ベルスタッフでは一部の派遣先に限って車・オートバイでの通勤が許可されていますが、令和3年4月1日より「車両通勤許可証」がなければ車・オートバイでの通勤は禁止となります。その為、現在、車・オートバイ通勤をしている方は申請及び許可が必要になりますので、下記内容を必ずご確認ください。また、下記手順を踏まない限り車・オートバイでの通勤は禁止となりますのでご注意ください。ご不明な点がございましたらベルスタッフ事務所へお電話にてお問い合わせください。

### 《車両通勤申請から許可までの流れ》



■記入漏れや必要書類が不足していないか、申請前にもう一度ご確認ください。

■お手元に許可証が届くまでは車両通勤できません。

■郵送でのやり取りはお時間がかかります。ご了承ください。

■届いた許可証は、出勤時必ずダッシュボードの上に置いてください。

■バイクの方は毎回持参し、いつでも提示できるようにしてください。

(有)ベルスタッフ